



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…六
- 告示（選）
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 政治団体の解散の届出……………一五
- 資金管理団体の指定の届出……………一七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一七
- 資金管理団体の取消しの届出……………一九
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………二〇
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二〇
- 平成三十年度上半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）…三三
- 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施……………（同）…三三

告示

●東京都告示第七百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

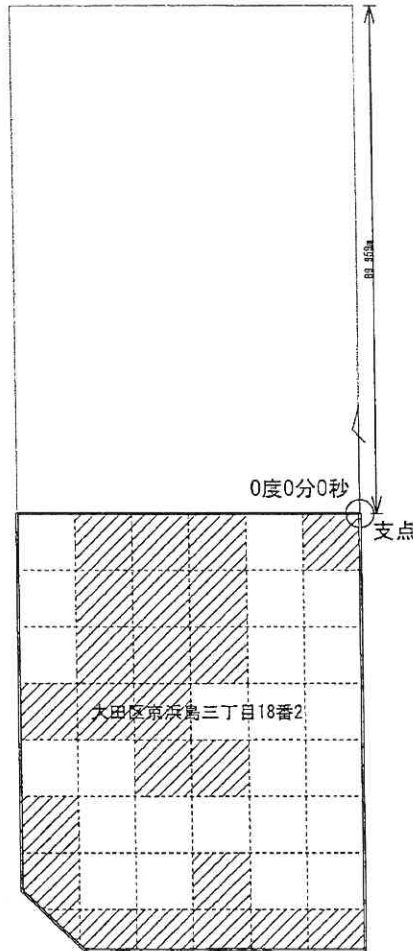
平成三十年五月七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【支点】

支点は、大田区京浜島三丁目18番2の北東端より、筆境界に沿って南に89.959mの位置とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

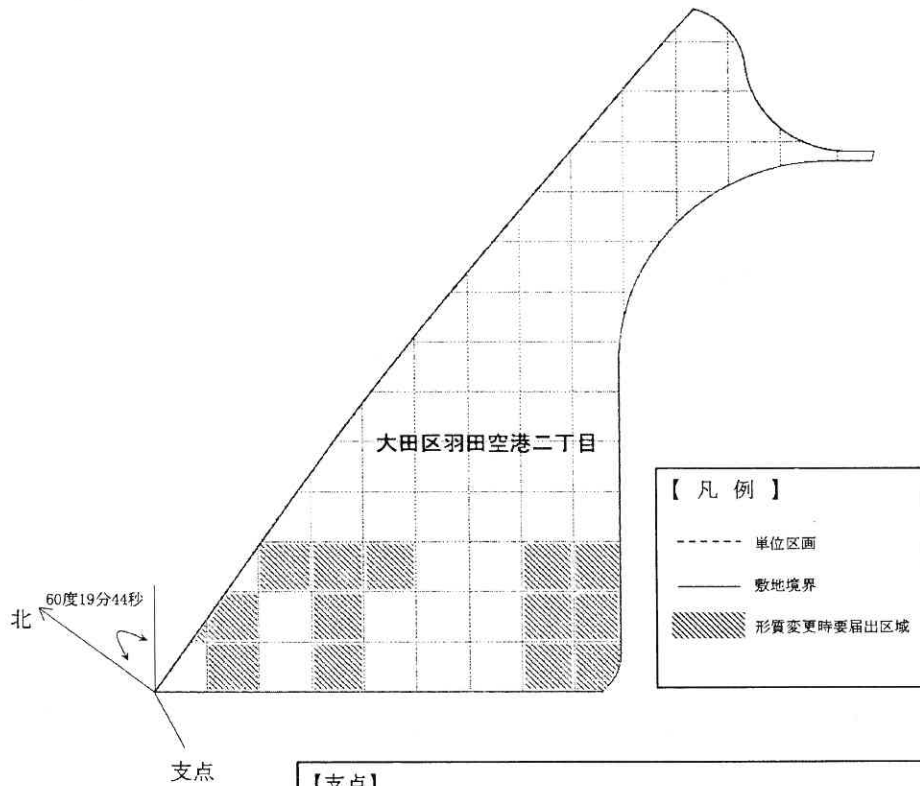
平成三十年五月七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点は、大田区羽田空港二丁目にある事業敷地の最北端  
 (X=-50484.970,Y=-6148.922)とする。  
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度(60度19分44秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して  
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度  
 を示す。

●東京都告示第七百十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第  
 一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、  
 当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚  
 染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずるこ  
 とが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定す  
 るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区西が丘三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 四塩化炭素
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封  
 じ込め又は遮水工封じ込め